

令和4年4月1日

西脇市立比延小学校いじめ防止基本方針

西脇市立比延小学校

1 学校の方針

本校は、「未来に希望を抱き、夢を語り、今をがんばる比延っ子の育成」を学校教育目標に掲げ、誰もが笑顔で学校生活を送ることを目指し、日々の教育活動を展開している。生徒指導面では「比延小の一人一人の児童を教職員全員で育てる」という意識をもって対応するようになっている。

いじめの防止についても、常に児童の情報交換を心がけ、いじめの未然防止や早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するために「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

比延地区は、「比延っ子守る会」という子ども見守り隊の方々をはじめ、『地域総がかりで子どもを育てよう』、という意識の高い地域である。

学校での生徒指導では、校長のリーダーシップのもと、厳しくも温かい指導を心がけている。児童のことで気になる事案は、定期的に報告し、共通理解が図られる体制をとっている。気になる事案が発生した場合は、関係機関とも連携し役割分担をしながら対応するようにしている。

いじめについては、「いじめは、どの学級・どの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもつようにする。そして、心豊かで心身ともにたくましい児童の育成と好ましい人間関係を学校内に築くために、以下の指導体制を構築し、いじめ防止を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、管理職を含む複数教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏

感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙 2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じていじめ防止に資する多様な取組を系統的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

また、インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、児童に対してインターネットの正しい活用法など情報モラルを充実させるとともに、教職員の指導力の向上を図る。

別紙 3 年間指導計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめ解決に向けた組織対応を別に定める。

別紙 4 組織対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受けている児童の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」の「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられていて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、教育委員会に報告す

るとともに、校長のリーダーシップの下、学校が主体となって、いじめ対策委員会に弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）を加えた組織で調査し、事態の解決を図る。

なお、事案によっては、市が設置する重大事態のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページ等で公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学年懇談会、個別懇談会、家庭訪問等あらゆる機会を利用して、保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等の実効性の高い取り組みを実践するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「生活指導委員会」を中心に検討し、必要に応じて見直す。学校基本方針の見直しに際しては、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から児童の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるよう、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。